

奈良県告示第三百七十四号

奈良県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動物植物コサナエ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課において一般の閲覧に供する。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

コサナエ

二 事業の目標

1 当面の目標

- (一) 自然下における安定的な存続
- (二) 生息地における住民の認知度向上

2 中・長期の目標

- (一) 生息地及びその周辺地域の住民との地域連携による保全活動の展開
- (二) 個体群の生態解明

三 事業を行う区域

県内の本種が生息する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 当面の事業

(一) 現状の把握

新たに確認された生息地におけるコサナエの発生規模、土地の利用状況等の現状の把握

(二) 生息地の状況把握及び連絡体制の整備

既知生息地の状況把握のための生息地関係者との連絡体制等の事前構築

(三) 生息地のモニタリング

成虫調査、脱殻調査等のモニタリング調査の実施

(四) 知識の普及及び啓発

関係機関との協働による効果的な普及・啓発活動の実施

2 中・長期の事業

(一) 生息環境の創出・改善

生息地に負の影響が生じる可能性がある場合におけるその回避及び軽減のための水域の創出、既存水域内での保全区画の設定等の生息環境の改善の検討

(二) 保全活動体制の構築

生息地及びその周辺地域の個人・団体が主体となったモニタリング調査、保全活動等の中・長期的な展開に向けた協働団体等への働きかけ等の実施

(三) 調査・研究

個体群の実態解明のための大学等の研究機関との連携による調査等の検討